

坂井市有料広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、坂井市有料広告掲載要綱（平成21年坂井市告示第197号。以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する広告事業の範囲その他必要な事項について定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 坂井市（以下「市」という。）の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告審査に関する基本的な考え方)

第3条 この基準により市が広告事業の審査をする場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈又は適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性、公益性及び社会通念等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈又は適用を行うものとする。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により風俗営業と規定される業種
- (2) 前号に規定する風俗営業と類似する業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (4) たばこに関する業種
- (5) ギャンブルに関する業種
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (13) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している

もの

- (14) 市の指名停止措置を受けているもの
- (15) 市税を完納していないもの
- (16) その他市資産に広告掲載することが適当でない業種又は事業者と認められるもの

(掲載基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (5) 公の選挙及び投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む）
- (6) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む）
- (7) 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む）
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (9) 社会的に不適切なもの
- (10) 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- (11) 第三者の氏名、写真を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (13) 粗悪品等の広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (14) 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの
- (15) 市資産の性質等により広告掲載することが適当でないと認められるもの
- (16) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (17) 個人又は団体の意見広告
- (18) 個人又は法人の名刺広告
- (19) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
- (20) 射幸心を著しくあおる表示又は表現のもの
- (21) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

あるもの

- (22) 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- (23) 国家資格等に基づかないものが行う療法等
- (24) 責任の所在が明確でないもの
- (25) 広告の内容が明確でないもの
- (26) 国、地方公共団体、その他公共機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (27) 人材募集広告において労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していないもの
- (28) 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現のもの
- (29) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
- (30) 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- (31) 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- (32) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの
- (33) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等の表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- (34) 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を肯定し助長するような表現のもの
- (35) 犯罪を誘発するおそれがあるもの
- (36) 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
- (37) 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
- (38) 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

(表示基準)

第6条 広告掲載を行う広告の表示内容に関する共通事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告であることを原則として明示すること。
- (2) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
- (3) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。ただし、法人格を有しない事業者の場合には、責任の所在を明らかにするために、原則として代表者名を明記すること。

(4) 広告主の所在地、連絡先の両方を明示すること。ただし、連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHS又はEメールアドレスのみは原則として認めない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、次の表示について注意を要する。

ア 割引価格

割引価格を表示するときは、対象となる元の価格の根拠（「メーカー希望小売価格の30%引き」等）を明示すること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証（根拠となる資料が必要）されていること。

ウ 無料で参加又は体験できるもの

費用がかかることがある場合は、その旨（「昼食代は実費負担」等）を明示すること。

エ 肖像権及び著作権

無断使用でないこと。

(審査基準)

第7条 要綱第14条の規定による広告掲載の審査を行うときは、次の各号に定める業種又は事業者ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等の審査を行うものとする。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。

イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや、授業料又は受講料の安価さを強調する表現（「1か月で確実にマスターできる」等の表現）の使用は認めない。

(3) 学習塾及び予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率等の実績を掲載する場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年についても併せて表示されていること。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容及び施設が不明確なものは掲載しない。

(4) 外国の大学の日本校等

日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない場合は、その旨（「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません」等の表示）を明確に表示していないものは掲載しない。

(5) 資格講座等

ア 国家試験等による資格であるにもかかわらず、講座を受講するだけで、資格取得が可能であるかのような紛らわしい表現の使用は認めない。

イ 受講費用等がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示の使用は認めない。

ウ 資格講座等の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(6) 医療機関等（病院、診療所、助産所）

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について（平成19年3月30日付け厚生労働省医政局長通知）に沿った広告内容であること。

ウ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示の使用は認めない。

エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べる表現の使用は認めない。

オ マークを表示するときは、当該マークが示す内容を文字により併せて表記されていること。ただし、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ 法定の施術所以外の無届医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック等）の広告は掲載できない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）等

ア 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条の規定及び医薬品等適正広告基準について（昭和55年10月9日付け厚生省薬務局長通知）の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反していないこと。

イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号の記載があること。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

ア 健康増進法（平成14年法律第103号）第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反していないこと。

イ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能及び効果について表示できない。

ウ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと、かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。

(10) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス及びその他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（介護老人保健施設を除く。）

（ア）介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別

し、誤解を招く表現の使用は認めない。

(イ) 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表現の使用は認めない。

イ 有料老人ホーム

(ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表有料老人ホームの類型及び表示事項に規定する各類型の表示事項がすべて表示されていること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触していないこと。

ウ 介護老人保健施設

介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

(11) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号及び認可免許証番号等が明記されていること。

イ 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限について明記されていること。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示（「早い者勝ち」、「残りわずか」等の表示）は掲載しない。

(12) 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(13) 旅行業

ア 登録番号、所在地及び補償の内容について明記されていること。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。

イ 不当表示（行程にない場所の写真を掲載する等）に注意すること。

ウ その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び第12条の8の規定に反していないこと。

(14) 通信販売業

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条並びに特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第8条から11条までの規定に反していないこと。

(15) 雑誌及び週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

- ウ 性犯罪を誘発及び助長するような表現（文言、写真等）がないものであること。
- エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- キ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

（１６）映画及び興業等

- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- オ ショッキングなデザインの使用は認めない。
- カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- キ 年齢制限等の一部規制を受けるものはその内容について表示されていること。

（１７）古物商及びリサイクルショップ等

- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示（回収、引取り、処理、撤去、廃棄等の表示）はできない。

（１８）占い及び運勢判断

- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- イ 占い及び運勢判断に関する出版物については、その都度判断する。
- ウ 料金や販売について明示されていること。

（１９）結婚相談所及び交際紹介業

- ア 結婚情報サービス協議会に加盟していることについて明記されていること。
（加盟証明による確認）
- イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。
- ウ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること。（財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）

（２０）労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

（２１）募金等

- ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

- イ 募金の名称及び許可を受けていることについて明記されていること。
- (22) 質屋及びチケット等再販売業
 - ア 個々の相場、金額等の表示は認めない。
 - イ 有利さを誤認させるような表示は認めない。
- (23) 酒類製造販売業
 - ア 未成年者の飲酒禁止の文言が明確に表示されていること。
 - イ 飲酒を誘発するような表現の使用は認めない。
- (24) 金融商品
 - ア 投資信託等
 - (ア) 将来の利益が確実又は保証されているような表現が使用されていないこと。
また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることが明示されていること。
 - (イ) 元本保証がない旨等のリスクについて、目立つようにわかりやすく表示されていること。
 - イ 商品先物取引及び外国為替証拠金取引等
 - (ア) 安全、確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。
 - (イ) 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクについて、目立つようにわかりやすく表示されていること。
 - (ウ) 監督行政庁等の許可、登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。
 - ウ その他の金融商品
 - 金融商品の内容に応じ、ア及びイの規定を準用する。
- (25) トランクルーム及び貸し収納業者
 - ア トランクルームについては、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることを確認する。
 - イ 貸し収納業者は、会社名以外にトランクルームの名称の使用は認めない。また、倉庫業法に基づくトランクルームではない旨の表示があることを確認する。
- (26) ダイヤルサービス
 - ダイヤルQ2等の各種ダイヤルサービスについては、内容を確認のうえ判断する。
- (25) 宝石の販売
 - 虚偽の表現に注意し、掲載内容に応じて公正取引委員会に確認すること。
- (26) 個人輸入代行業等の個人営業広告
 - 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。
- (27) その他
 - 各業種、商品及びサービス等について不明な点があるときは、広告掲載希望者に確認をすること。また、関連法令等に抵触するおそれがあるものは、関連法令所管行政庁に相談すること。

(掲載基準の適用)

第8条 第5条に規定する掲載基準の適用については、広告媒体ごとに具体的な内容を判断し、その上で修正又は削除が必要な場合は、広告主にこれを依頼できるものとする。この場合において、広告主は正当な理由がない限り、修正又は削除に応じなければならない。

(WEBページに関する基準)

第9条 広告主のWEBページにリンクをする広告（バナー広告等）に関しては、市のWEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のWEBページの内容についても、WEBページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用することができる。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。

附 則

この基準は、平成21年11月18日から施行する。